

松山市食品循環資源の処分を事業の範囲に含む
一般廃棄物処分業の許可及び業務の執行に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成7年規則第10号。以下「施行規則」という。)及び本市が定める一般廃棄物処理計画に基づき、食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可及び業務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という)及び松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第8号)によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 食品循環資源 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)第2条第3項に規定するもののうち、堆肥化に適する事業系一般廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物処分業 法第7条第6項に規定する業をいう。
- (3) 申請者 食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者をいう。
- (4) 許可業者 食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。
- (5) 有効利用 食品循環資源を処分した後に、有効利用することをいう。
- (6) 処分 食品循環資源を有効利用できる堆肥とするための処理行為をいう。
- (7) 事業場 食品循環資源の処分を行う場所又は行おうとする場所をいう。

(事前協議)

第3条 申請者は、食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出し、その旨を協議することができる。

- 2 市長は、事前協議書の提出を受けた場合は、必要に応じて愛媛県その他関係機関の意見を聴くとともに、その内容を審査し、生活環境保全上支障なく、かつ、当該処理が適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、当該事前協議書を修正し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨を申請者に指示する。
- 4 申請者は、第2項の規定による通知を受けた後、その内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前協議書を市長に提出しなければならない。同項及び前項の規定は、この場合について準用する。

(許可申請)

第4条 申請者は、施行規則第12条第2項第2号に基づき、次に掲げる書類を申請書に添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の通知を受けた申請者にとっては、当該通知に係る事業計画から変更がない場合に限り、当該通知の写しを添付し、これに代えることができる。

(1) 次の事項を記載した事業計画書

ア 全体計画の概要

イ 処理施設の概要

(ア)処理施設の種類

(イ)設置場所

(ウ)設置年月日、許可年月日、許可番号

(工)処理能力

(オ)処理施設の処理方式及び設備の概要

(カ)環境保全設備の概要

ウ 処分業の具体的な計画

(ア)標準的な作業内容

(イ)作業時間

(ウ)休業日

(エ)従業員数内訳

エ 環境保全措置の概要

(ア)処理施設において講ずる措置

(イ)保管施設において講ずる措置

オ 堆肥の売却先を記載した書類

(ア)堆肥を購入する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

(2) 施設の構造を明らかにした平面図，立面図，断面図及び設計計算書

(3) 施設の能力を証する書類

(4) 施設の配置を明らかにした事業場の平面図

(5) 受入方法を説明した書類

(6) 処理工程を説明した書類

(7) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

(8) 物と金銭のフロー図

(9) 当該事業における収支の計画書

(10) 処分する食品循環資源に関する書類

(11) 食品循環資源の品質を確保するため，排出場所での食品循環資源の分別基準を規定した排出者との契約書

(12) 有効利用の方法

(13) 有効利用が確実であることを証する書類

(14) 堆肥の品質基準及び当該基準を保持するための計画書

(15) 本市の法第7条第1項の許可証の写し

(16) その他市長が必要と認める書類

(許可基準)

第5条 市長は，施行規則第13条第2項第4号に基づき，申請者が次の各号の全てに適合する場合にのみ，食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可をするものとする。

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)の規定に合致すること。

(2) 本市において，法第7条第1項の許可を取得し，2年以上当該業務に基づく事業を行っていること。

(3) 関係地域住民の同意を得ていること。

(4) 事業を行う施設について，次の事項を満たすこと。

ア 処分は屋内において行うこと。

イ 食品循環資源が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講

じた設備を有すること。

ウ 汚水が生じる場合、汚水が流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置を講じた設備を有すること。

エ 事業計画に応じた計量器を有すること。

(5) 処分の事業は、次の事項を満たすこと。

ア 処分する食品循環資源を明確にしていること。

イ 本市の区域外において発生した食品循環資源を処分しないこと。ただし、食品循環資源が発生し、又は発生した区域の長から協議を受け、松山市長が許可した場合、この限りでない。

ウ 食品循環資源を受け入れるときは、必ず計量すること。

エ 食品循環資源は、事業場の外に出さないこと。

オ 食品循環資源は、受け入れた事業場において処分を完了すること。

カ 有効利用の方法について、規定すること。

キ 堆肥は、売却する場合以外に事業場の外へ出さないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

ク 堆肥を、事業場の外に出すときは、必ず計量すること。

ケ 支出が収入を上回らないこと。ただし、事業の開始から当面の間、支出が収入を上回る場合において収支の計画が妥当な場合を除く。

(許可業者の責務)

第6条 許可業者は、施行規則第16条第2項に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 事業場で産業廃棄物を受け入れる場合においては、一般廃棄物と産業廃棄物が製品になるまでの間、明確に区分すること。

(2) 本市区域外において発生した食品循環資源は、受け入れないこと。ただし、第5条第3号イただし書により、松山市長が許可している場合は、この限りでない。

(3) 事業計画のとおり業務を行うこと。

(4) 次の事項を記載した書面を添付した食品循環資源でなければ受け入れないこと。

ア 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

イ 発生場所の名称及び住所

ウ 搬入量

(5) 前号の書類は、処分終了後2年間保管すること。

(6) 帳簿を備え、それぞれ次の事項を記載すること。

ア 受け入れ

(ア) 受入年月日

(イ) 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

(ウ) 受入量

イ 売却

(ア) 売却年月日

(イ) 売却先の氏名又は名称及び住所並びに連絡先。ただし、事業計画に記載がある場合は、氏名又は名称

(ウ) 売却量

(7) 食品循環資源を受け入れたときは、計量すること。

(8) 堆肥を事業場の外に出すときは、計量すること。

(9) 委託契約は、書面により行うこと。

(報告)

第7条 許可業者は、施行規則第17条第2項に基づき、次の事項について、当月分の事業の実施状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(1) 受け入れ

ア 総受入量

イ 日ごと、排出者ごとの受入量

(2) 売却

ア 売却日ごと、売却先ごとの売却量

イ 売却額

(3) 堆肥の保管量

(変更)

第8条 許可業者は、事業計画の内容を変更しようとする場合又は変更しなければならない事由が生じた場合には、直ちに変更した事業計画を市長に提出し、指示を求めなければならない。ただし、次の事項に限る。

(1) 処分する食品循環資源の内容

(2) 処理能力

(3) 処理施設

(4) 事業場の位置

(5) 有効利用の方法

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

付 則

この基準は、平成18年 9月12日から施行する。

この基準は、平成19年 7月20日から施行する。

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

この基準は、平成21年 7月 7日から施行する。